

### 「人とペットの共生ー進む自治体の取り組み」

今様々な自治体で、人とペットが真に共生する社会の実現に向けての取り組みが進んでいます。例えばペットの登録や必要な手続きの実施と補助、迷い犬・猫への対応、飼養ガイドラインの提供など、ペットを家族や仲間として迎えるために欠かせないものです。ライフスタイルや市民の意識変化、または一部の心無いペットオーナーの行動によって、必要とされる支援や問題も変化しています。地域のニーズに応えるために、全国の自治体ではどのような動きが進んでいるのでしょうか。

多くのコミュニティで問題となっているものに、飼い主のいない猫があります。東京都千代田区では、問題解決を求める多くの声を受け、これらの猫を地域全体でケアする猫、つまり「地域猫」と位置づけ、平成12年より全国に先駆けて、去勢・不妊手術費の助成事業を行っています。猫を一時保護し動物病院で手術を実施した後、元の場所に放し地域で見守っていく、そして、家庭での生活に適応しやすい猫には新しい飼い主を探す。この活動を進めるため、区民ボランティアによる「普及員制度」を設置、また千代田区民と在勤者によるボランティア・ネットワーク「ちよだニャンとなる会」が発足し、地域が一体となって取り組んできました。その結果、苦情件数、猫の殺処分数、路上で命を落とす猫の数などが激減している上、「飼い主のいない猫」の数そのものも減少するという大きな成果をあげています。「命を大切に」という観点と、地域環境と公衆衛生を守るために、自治体を中心となったまさに人とペットの共生事業として、行政・区民ボランティア・獣医師の三者連携による、地域に密着した理想的な取り組みといえるでしょう。

一方、佐賀県では、県から不幸なペットを少しでも減らすために、法整備の見直しを行いました。どの都道府県にもペットの適切な飼育に関する法律や条例が設定されていますが、佐賀県ではさらに、悪質なブリーダーも対象とする規制、罰則について、全国でも先例となる取り組みを進めてきました。個人飼い主だけでなく、悪質なブリーダーによる不適切な飼育、飼育放棄、虐待、またそれによる近隣への迷惑トラブルなど、残念ながら全国でもこうした問題が多発しています。佐賀県でも、2006年、悪質なブリーダーによる劣悪な飼育と繁殖の環境下で、多数の犬が命を落とすという悲しい事件が起こりました。それをきっかけに今年7月に施行された「佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例」では、犬や猫の多頭飼育の場合の知事への届出の義務化を10匹から6匹以上とし、業者に限られていた立入り検査の対象を一般家庭にも広げるなど、全国一厳しい基準が制定されました。これもペットとの共生を適正化するための自治体の責任と権限といえます。

人とペットの共生の実現に対する自治体の理念・取り組みは、ペットを飼っている人、飼っていない人、そしてペット自身にとって、今後ますます重要な社会のインフラの一つといえるかもしれません。ペットがいる、より良い町作りのために何ができるか、自治体、市民、事業者などがそれぞれの立場で知恵を出し合い、協力しあっていく、そんな実際の取り組みがあちこちで始まっています。マース ジャパンでもこれまで様々な活動を通して、人とペットの共生の実現に取り組んできました。今後はさらにコミュニティとの協力を深めながら、この活動の幅を広げて行きたいと考えています。

\*\*\*

マース ジャパンは、製品や社会貢献活動を通して、人とペットが共に暮らす笑顔あふれる社会の実現を目指しています。このニュースレターは、マース ジャパンが人とペットの共生をテーマにした研究や支援活動を目的に1997年に設立したリサーチセンターである非営利団体コンパニオンアニマル リサーチ(CAIRC)とマース オーストラリアがサポートするコンパニオンアニマルに関わる活動を推進しているPIASと協力して発行しています。